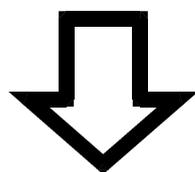


令和4年11月1日から 自転車安全利用五則 が変更になっています！



【旧自転車安全利用五則】

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 車道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号厳守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用



令和4年11月1日以降

【新自転車安全利用五則】

- **車道が原則、左側を通行**
歩道は例外、歩行者を優先
- **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
- **夜間はライトを点灯**
- **飲酒運転は禁止**
- **ヘルメットを着用**



～ みんなで守ろう自転車のルール ～